

第4回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和7年4月7日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和7年4月7日（月） 午後1時55分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和7年4月7日（月） 午後3時05分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1番 山崎富士子	2番 笠原 勝	3番 松尾 茂敏	5番 中川 實美
6番 馬場 保	7番 前田 辰己	8番 鶴崎 高幸	9番 田島 真一
10番 内田 弘幸	11番 栄木 正孝	13番 井出 真吾	14番 小田 伸吾
15番 小筏 正治	16番 山崎 正典	17番 坂本 博	18番 東 康敬
19番 林田 剛			

(2)欠席者（1名）

12番 宮寄 芳守

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参 事 補	福田かすみ
農林課課長補佐	宮本 忠房

6 提出議案及び報告事案

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第20号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

日程第6 報告第4号 非農地通知の発出について

日程第7 議案第21号 特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認について

午後1時55分開会

○事務局長（高木 謙次君） 4月1日の職員の人事異動で変更がありますので、紹介したいと

思います。前酒井班長に替わりまして、農林課のほうから福田班長が来ておりますので、一言ちょっとご挨拶をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 今回の4月1日の人事異動で農林課より農業委員会事務局へ参りました福田と申します。よろしくお願いします。（拍手）

○事務局長（高木 謙次君） すみません、どうぞよろしくお願いします。

次に、資料の確認をお願いしたいんですけれども、まず追加議案として送付しておりました特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の議案書についてお持ちいただいているかどうか確認をお願いします。お持ちでない方については一応準備をしております。よろしいですか。

本来、議案については毎月14日締切りということで、受け付けるべきではないと思いましたがけれども、4月の開設に向けてホームページや広報誌等準備を進めてきたということで、決裁等の遅れによって14日まで間に合いませんでしたけども、ぜひ4月の総会のほうで承認をいただきたいということで上がってきましたので、受け付けさせていただいたところです。ご理解をお願いいたします。

続いて、資料の訂正をお願いしたいと思います。

別添2の35ページです。35ページの（1）申請地の造成計画の内容のAの欄で、盛土を行う高さ、最高30センチとありますが、削除をお願いします。

次に、丸をしておりますウの「現状のまま利用する」の後に「造成工事完了」とありますが、これについても削除をお願いします。よろしいでしょうか。

次に、別添2の現地写真のほうの2ページになります。写真のほうの2ページ。申請番号66番となっておりますが、64番の間違いです。訂正をお願いします。

その後の番号についても、3ページの申請番号67番が65番、4ページの68番が66番、5ページの69番が67番になります。

訂正が多くて申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

それでは、令和7年第4回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

議事進行上、発言をされる場合は挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言をお願いします。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、宮寄委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 皆さん、こんにちは。本日4月より令和7年度の新しい年度の始まりという、第1回ということで、本年度も皆様、よろしくお願いいたします。それでは、着座にて進行します。ただいまから、令和7年第4回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、2番、笠原勝委員、3番、松尾茂敏委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、議案第21号、特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第17号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第17号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号91番から107番までの17件の申請があります。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会分は、申請番号91番から95番です。

申請番号91番については、所有者が病氣療養に専念するため、法人に有償で譲り渡す案件です。

申請番号92番は、耕作できない兄嫁から実家の後継者の義理の妹に贈与し、家庭菜園程度で始める案件。

申請番号93番は、規模拡大のため有償で譲り受ける案件。

申請番号94番は、耕作利便のため有償で譲り受ける案件。

申請番号95番は、耕作できない所有者から規模拡大のため譲り受ける案件。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号91番から95番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（8番 鶴崎 高幸君） 議席番号8番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会分は、申請番号９６番から１０３番です。

申請番号９６番について、規模拡大のため買い受ける案件。

申請番号９７番は、中間管理機構での貸し借りの契約が物納では引き受けてくれなかったため、３条での契約を結ぶ案件です。

申請番号９８番は、耕作できない所有者から借り受ける案件。

申請番号９９番は、規模拡大のため買い受ける案件。

申請番号１００番も、規模拡大のため買い受ける案件。

申請番号１０１番は、市外在住の所有者が高齢で耕作できないため、近隣で耕作している譲受人が無償で譲り受ける案件です。

申請番号１０２番は、桃山田土地改良区内に隣接している農地で、耕作利便のため買い受ける案件です。

申請番号１０３番は、耕作地の集約のため買い受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号９６番から１０３番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会分は、申請番号１０４番から１０７番です。

申請番号１０４番について、離農相談を受けた申請者が、規模拡大のため、ミカン畑をそのまま引き継ぐということで買い受ける案件。

申請番号１０５番と１０６番については、交換案件です。

申請番号１０７番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号１０４番から１０７番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。通してでも結構ですので、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第１７号、申請番号９１番から１０７番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第18号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第18号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号18番の1件の申請があります。詳しくは別添2を御覧ください。
以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、西部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（16番 山崎 正典君） 議席番号16番、西部調査会長の山崎です。

議案書8ページ、申請番号18番が西部調査会分です。

申請番号18番について、申請地は農振農用地、土地改良区内にある農地で、申請目的は農業用施設用地（堆肥置場）での転用申請です。例外規定の農業用施設に該当するため、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号18番について、ご質疑がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） ちょっとお尋ねです。これは、面積が699平米で、農振は農振の軽微変更となっていますよね。これは何ですか。

○議長（林田 剛君） 事務局。どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 農業施設の場合については、軽微な変更ということで可能かと思います。

○委員（18番 東 康敬君） 699あってもいいわけですか。

○事務局長（高木 謙次君） 面積については、関係ございません。

○議長（林田 剛君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第18号、申請番号18番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第19号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書9ページを御覧ください。

〔議案第 19 号の朗読〕

議案書 10 ページ、申請番号 64 番から 69 番の 6 件の申請があります。詳しくは別添 2 を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5 番 中川 實美君） 議席番号 5 番、東部調査会長の中川です。

東部調査会分は、申請番号 64 番から 66 番です。

申請番号 64 番について、申請地は農振白地、国見総合支所から 300 メートル以内にある農地で、第 3 種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。親から子への使用賃貸での転用です。面積超過理由書については、残地が 3 平米とごく僅かの面積であるため、相談時に添付の必要なしとしております。許可に関して特に問題ないと思われます。

申請番号 65 番について、申請地は農振白地、10 ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第 2 種農地と判断しました。申請目的は物置用地としての追認申請です。旧町時代に兄が建設し、物置用地を実家の跡取りとして帰省した申請者が許可を取り、所有権移転をしようとする案件です。許可に関して、特に問題ないものと思われます。

申請番号 66 番について、申請地は農振白地、瑞穂支所から 500 メートル以内にある農地で、第 2 種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。祖父の所有している農地に孫が建築する案件です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号 64 番から 66 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（8 番 鶴崎 高幸君） 議席番号 8 番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会分は、申請番号 67 番から 68 番です。

申請番号 67 番について、申請地は農振白地、10 ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で、第 1 種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。例外規定の集落に接続していることから、許可に対して特に問題ないものと思われます。

申請番号 68 番について、申請地は農振白地、10 ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第 2 種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。父の所有する農地に娘が住宅建築する案件です。特に問題はないと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号 67 番から 68 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（16 番 山崎 正典君） 議席番号 16 番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会分は、申請番号 69 番です。

申請番号 69 番について、申請地は農振白地、宅地などが連担している農地で、第 3 種農地と判断しました。申請目的は駐車場用地です。申請人は大規模な農家で、農業用車両など多数保有していて、自宅に置き切れなくなり、今回、自宅そばの申請地を駐車場用地として申請する案件です。申請地を含む周辺土地を同時に購入し、併用する計画です。許可に関して特に問題はないと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 69 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第 19 号、申請番号 64 番から 69 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

次に、日程第 5、議案第 20 号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書 12 ページを御覧ください。

〔議案第 20 号の朗読〕

議案書 13 ページ、整理番号 1 番から議案書 30 ページ、整理番号 31 番です。この議案書（案）ですが、これまで事前に機構を介して提出されていましたが、手続がスムーズにいくよう農林課（市町公社）が作成後、機構を介せず直接農業委員会へ提出し、意見を求められたものです。審議内容は先月までの集積計画の決定と同様ですが、意見等がございましたらお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、質問等がありましたらお願いします。ありませんか。どうぞ。

○委員（１０番 内田 弘幸君） １０番の内田です。

７番、整理番号、８６９平米のうち８００平米だけ借りて残りの面積分はどうするのか。分かる範囲でお願いします。

○議長（林田 剛君） 地元委員、何か情報があれば。

○委員（１４番 小田 伸吾君） 面積については分かりませんが、——１４番の小田です。

借入用地が入っているんだろうと思いますけど、面積的にはちょっと分かりません。

○議長（林田 剛君） 事務局のほうでは。どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 事務局のほうでも、すいません、ちょっと把握できておりません。確認したほうがよろしいですか。

○委員（１０番 内田 弘幸君） いや、８６９平米は現在どういう状況なのか、ちょっと思ったものですけん。（発言する者あり）何でこがんなとんか。（発言する者あり）

○事務局長（高木 謙次君） 機構で受付がされていますので、ちょっとうちのほうではそこまで分かりません。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） 地元の委員、１回現地を確認していただければと思います。関係の方からもお話を聞いていただければと思います。（発言する者あり）以上よろしければ、聞き取りをお願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第２０号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。

次に、日程第６、報告第４号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書３１ページを御覧ください。

〔報告第４号の朗読〕

議案書３２ページ、受付番号１番から２番ですが、この報告については、個人申請された分について、令和７年２月と３月に地元委員と現地確認した結果、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、ただいまの報告について何かありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして追加議案が提出されておりますので、この審議に入りたいと思います。これに異議はありますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 先日、追加議案として送付したものを御覧ください。この案件につきましては、今回農林課から緊急的に申請がありましたので、追加議案として上程させていただいております。

初めに、追加の議案書 1 ページを御覧ください。

日程第 7、議案第 21 号、特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認についてです。

次に、議案書 2 ページを御覧ください。

〔議案第 21 号の朗読〕

議案書 3 ページ、申請番号 1 番の 1 件の申請があっております。申請者の担当課である農林課から説明がございます。

以上です。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 農林課の宮本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議案第 21 号についてご説明します。

本案件は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に基づき市民農園を開設するに当たり、雲仙市農業委員会の承認を得ようとするものでございます。

なお、市民農園につきましては、サラリーマンなど農家でない方々が、生きがづくりなどの目的で、小さな面積の農地を利用して、自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいいます。

事業内容としましては、市が農地所有者から農地を借り上げた後、1 区画当たり 20 平米程度の農地、20 区画分を市民農園として市報等で一般公募し、利用者へ 1 年度を単位として貸付けを行うものでございます。詳しくは、別添 4 を御覧ください。

また、特定農地貸付法に基づく貸付要件としましては、1 つ目は、1 区画が 10 アール未満の貸付けであること、2 つ目は、相当数の者を対象とした貸付けであること、3 つ目は、貸付期間が 5 年を超えないこと、4 つ目は、利用者が行う農作物の栽培が営利を目的としないものであることと規定されておりますが、以上については、全て適合した事業内容となっております。

それから、農業委員会から承認をいただくための要件としましては、第 1 として、この市民農園がほかの農地の利用を分断しないような適切な位置にあり、妥当な規模の農地であること、第 2 として、利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正であり、特定の者のみに利用が集中しないものであることとなっております。

説明は以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、西部調査会長から、案件について現地調査の結果をお願いいたします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、西部調査会長の山崎です。

申請番号１番について、現地調査の結果としては、区画数が２０区画といったまとまった農地であり、周辺の農用地の農業場の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。

以上のことから、承認に関して特に問題ないものと思われれます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号１番について、ご質疑がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（１０番 内田 弘幸君） この件は、途中で追加議案で別に送ってきたわけですけど、中身を見てみれば、そがん緊急的でもなかごと内容の追加案件で、これは単純に、今、大体これ２月の１４日までに出不さんばいかなような案件じゃなかですか。４月１日から３０日まで残しの期間っていうて、市報にも載せるぐらいですよ。それを２月にも出さんでおって、３月の１４日にも出さんで、今になって追加案件という、これはどういうことですか。

こがん、大体、３月１４日に出しとっても、４月７日の今の総会なんですよ。それを市報では、もう４月１日から３０日までの募集期間というのはなっとるじゃなかですか。そうしたら、２月の１４日までに出不さないといけない案件ですよ。それが３月の１４日までに出不さんでおって、今頃になって追加案件というとは、私はどういうあれをもって市民農園というが進めてきよらしたとか、ちょっとそこら辺から、ほかにもちょっと質問があるけど、そこら辺、何でこの時期になったとか。

そして、計画は４月１日から３０日、市報には載せる、そういうことを考えたときに２月の１４日じゃなかですか、締切は。

そして、一般の者とは３月の１４日で受付も何もせんとですよ。それを市役所のあれが、そういう３月の１４日という期限を守らんで、そして今頃追加案件というとは、内々やったらなんでもよかつていうことは、やっぱり例がつくれば、何かおかしげなもんがまたつていうようなことになって、思ってしまうとですたい。やけん、何でここまで遅れたとか、その申請が、そこから説明をお願いします。

○議長（林田 剛君） お願いします。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） まず、この市民農園を開設するに当たりまして、以前、愛野のほうのふれあい農園というのがあって、その開設方法に倣いながらしてきたところであるんですけども、私も初めての事業であったもんですから、この特定農地貸付法に基づいて、農業委員会の議決を得るということの段取りあたりを失念していたところでございます。

農業委員会の以前の班長である酒井班長のほうには、事前に相談をしておったんですけども、その調整の中でも、そういったやり取りがちょっと不足していたもんですから、こういった事後の報告になったところであります。

以上です。

○委員（１０番 内田 弘幸君） そしたら、まず市報に載せるときに、もうここまで遅れとったやつは、本当やったら５月１日からとか、５月３０日までの募集期間とか、そっちのほうが訂正せんばいかんとですよ。何か追加案件で出して、もう今、今日４月の７日じゃなかですか。１日から３０日までで期間を切っておって、委員会が調整をこうやって、今度は農業委員会から、農業委員会に諮ってなったときは、まだ１０日ぐらいになつとるですよ。ちょっとおかしかと思うんですよ、そういう出し方が。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○委員（１５番 小笈 正治君） 内田委員が言われたように、私もちょっとおかしかと思うんですけども、特定農地貸付というのは、このようなことをやっても構わないわけですか。特定農地貸付というのは、後から、今になってこうやって総会でもって上げるちゅうことは。

○事務局次長（内田 啓輔君） 市民農園を開設する方法としては幾つかあって、その中の一つを農林課の、市サイドで特定農地貸付法に基づく市民農園という手法をまずは選ばれとるっていうところですよ。

それからの質問は、どういう意味ですか。

○委員（１５番 小笈 正治君） いや、特定農地貸付というのは、最初、議案書が来るときになかったですよ。それが途中から入ってきたわけでしょう。受付が遅れて入ってきても、総会に持って行って審議がされるということですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） こういうことですかね。追加議案という今手法で上がとつとですけど、それは適切かどうかというようなお尋ねですかね。

○委員（１５番 小笈 正治君） そういうこと。

○事務局次長（内田 啓輔君） そうですか。よその農業委員会の議事録を見たら、結構追加議案というような段取りで、手続で議事を承認していらっしゃるところはございます。ですので、手法としては間違いではないということは、ご理解いただきたいと思います。

○委員（１５番 小笈 正治君） そうしたら、西部の調査会が、ちゃんと調査会の日に調査をされたんですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） ということで、されています。調査会長が現地にも行かれて、論議をされておられる状況です。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。（「よろしいですか」と言う者あり）どうぞ。

○委員（１８番 東 康敬君） こういう今ちょっと資料を見れば、特定農地貸付法という形からすればこれは雲仙市が地主から使用貸借という形で借りて、それを市民農園という形で農業委員会に出したわけですか、流れとしては。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（１８番 東 康敬君） そうすれば、地主から雲仙市に打診があるわけ最初、流れとしては。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 昨年にそういった地主さんから相談があつて、活用ができないかということで相談を受けたものです。（発言する者あり）市の職員さんがおやりになるんですけども（「管理は誰が」と言う者あり）管理については、畑のエリアについてはもちろん借主に任されるんですけども、その周辺については農林課であるんですけども、地域おこし協力隊の方がそこに入っていて、草払いとか、管理はする計画でいます。（「よかですか」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○委員（１８番 東 康敬君） 今、ほら区画がこう見てみれば２０区画あるわけですね。この中で、全部は区画の中に市民農園として借手がいないという形でいた場合には、地域おこし協力隊とか、雲仙市とか、農林課とか、そういうところが責任を持って管理ばするということ。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） そうですね。一応、そういったことも想定しておりまして、募集をかけた場合に全部が埋まらなかった場合は、例えば新規就農者の訓練圃場に当てたりとか、農林課のほうでそこは荒れないようには管理をしていこうと考えております。

○委員（１８番 東 康敬君） 例えば、こういう手法があるんやったら、今、農地を持った地主さんが農地を管理するのにどうもきついという形が結構あるわけですね。そうしたときに、市としてもそういう申出がある形があったときには、熟慮をするということはあるわけですか。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 今回の案件については、まず地主さんが今まで管理を自分がされたり、ここ数年はシルバーさんをお願いをして費用がかかっていたものですから、「市がもし使うなら、市を対象にただでもいいからもう何か有効活用できれば」という問合せがあつて、現地を見に行きました。それで現地を見に行つた場合に、まあえてして耕作放棄地となるところについては道路が狭かったり、車が入らなかったり、日当たりが悪かったりとか、そういった条件があまりよくない農地が多いんですけども、ここについては道明かりもよかったり、あとトイレとか敷地内の空き家を使っていいってことでしたので、そういった条件を総合的に判断させていただいて市民農園として活用を検討してきたと。

○委員（１８番 東 康敬君） 例えばそういうご事例があつて、今言うトイレとかインフラ整備というのは、農林課自体がそういう形ができたときには、農林課あたりでやってくれるの。（「そうですね、なかなか……」と言う者あり）トイレの整備とか、ちょっとした整備に係る経費というのは。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君）　そうですね、今回は私がほとんど公文とか管理入れさせてもらっ
たんですけれども、そういった農林の部内で人的なものが足りるのであれば、そうですね。（「議長、
よかですか」と言う者あり）

○議長（林田 剛君）　はい、どうぞ。

○委員（１０番 内田 弘幸君）　１０番、内田です。

今、市民農園でまあ２０区画借りれるということなんですけど、今現在、農業ばするということで
下限面積はない。誰でも借りれるわけですかね。

そうしたときに、もう市民やったら市民の人は現地の近くにちょこっとしたところの空いととこ
ろとか、昔は借られんやっただしたね、下限面積が５反とか何とかあったけん、なんも下限面積なか
って誰でも借りれるってなったら、わざわざ市民農園が１か所ほどぼんと持ってきて、区画までとか
なんとかっていうことよりも、もう雲仙市の中に誰でも借りれるとなって、そういうところが逆に市
民農園らを貸す方法ば考えたほうが、都会なら分からんけん。私はとにかく市報のほうの、５月
１日からの日程の変更をしてほしい。

この追加案件は追加案件でおかけしたい。そして今日の総会で認可ばすればとか話しばってん、大
体もう４月７日ですけどね。あの市報自体が４月の１日から３０日ということ自体がおかしか。

何でこんだけ遅れていることば今分かったときに、市報だけを５月の１日からで、募集を５月１日
から５月の３１日までとかさ、それが何の中で、（発言する者あり）じゃけん本当に出さんばいかん
ごとやったら２月１４日までに出さんばいかんやろ。そいで知らんやっただけん追加案件でやるから、
市報のほうが早いじゃん。それが当たり前。おいたちが今認可ば出したんじゃ４月の７日の総会でと
いうか、どうせ４月の１０日ぐらいになってやるけん。これもう、現在もう４月１日から３０日まで
募集ばかけとること自体が問題たい。

そういうところが、もうちょっとちゃんとした形で出してほしかったね。何かのついでに出してさ、
ぼんと出されてもさ、市報ば見てみればもう４月１日からとなっ取る。ここが４月１０日から５月
１０日ぐらいまでになっとなったら、そこまでも期待してきたばってん、もう４月１日から３０日まで。
まあ今後はとにかくそういうことを……、何も言わんつもりやっただけん。

○議長（林田 剛君）　今、追加で内田委員から伺っていますように、市報を持ってきたんですけど、
ここにちょこっと貸出しの今の件のふれあい農園があって、４月１日から利用募集者ともう書いてあ
るんですよ。配布されている市報に（発言する者あり）私も個人的にちょっと意見をさせていただ
くと、西部で現地を見に行ったら、市が考えるふれあい農園の趣旨自体には問題ないって思っていた
んですけど。この市報を見て、４月１日から募集ってなので。許可前に、話をするんだったらちょっ
と違和感を覚えて、おまけに追加で申請を上げて、職員あたりはまた追加で議案を作り、そういう部
分ちょっとおかしかなと思っていたんですけど、内田委員から言われたとおり私も全く同感で、ちょ

っと今回はまあ仕方ないとしても、今後こういうことがあっても困るので、部署に帰って厳しく意見が出たということを伝えていただきたいんですけど。

申請に関してもお諮りしますが、ほかに委員さん何かありませんか。（「議長、よろしいですか」と言う者あり）はい、どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） すみません、事務局のほうもちょっと認識不足で、こういった申請が上がってくるということをちょっと認識しておらずに、実際に今話を聞いてみるともう広報のほうも4月1日に出している。ホームページのほうはまあ削除とかできるかもしれませんが、実際にこの貸し借りができるのが今回の総会で承認を得た後でなければ使用貸借権というのは発生しませんので、4月7日以降じゃないとできないんですよ。

そういったことで、事務局のほうも一応準備をされてきたということで受付はしていますけれども、実際の使用貸借権というのは本日承認をいただいた後でないと発生しませんので、本日以降の貸し借りという形で何とか総会の中で承認していただければというふうに事務局としては考えております。

○議長（林田 剛君） ほかに。はい、どうぞ。

○委員（8番 鶴崎 高幸君） 駐車場っていうのがまずここは何も準備されてないようですけども、恐らくこの道路に止めるのかなと思うんですけど。（発言する者あり）何台ぐらい止まる。（「はい」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） この図面での駐車場につきましては、普通車であれば3台、4台というのがあるんですけども、ここの通路のところに縦に——ここはもう地主さんの敷地内の通路になるんですけども——そこに軽はこう縦に止めれば通れるぐらいの広さであります。

○委員（8番 鶴崎 高幸君） 分かりました。

もう一つよかですか。

○議長（林田 剛君） はい。

○委員（8番 鶴崎 高幸君） この西側1っていうこの写真のところ、我々農家として農事というのは、最悪の条件というのは僕は陰だと思います。ここは何か木の大きなやつが両方に生い茂って、この中に農地をなさいと言われたときにあまり褒めた農地じゃないような気がするんですけども、どうなんでしょう実際は。（「はい」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） この西側1については、委員さんがおっしゃられるとおり一番日当たりが悪いところで、まあ今であれば午前中ぐらいしかちょっと当たらないというところがあります。

地主さんにその旨ちょっとお話しをしたところ、一番写真だと左手側のほうは将来的に伐採をしよ

うかと考えているという話がありましたけれども、一応そこも借りてくれないかということでしたので、今回合わせてほかのエリアと一緒に借受けをしたところでございます。

○委員（８番 鶴崎 高幸君） ちなみにこの１区画、その借り賃って幾らぐらいですか。（発言する者あり）

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 大体１平米当たり１００円、年間２０平米であったら２,０００円。（「２０平米で２,０００円」と言う者あり）２,０００円、１平米当たり１００円ということで。（発言する者あり）失礼しました。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。（「ちょっとよかですか」と言う者あり）はい、どうぞ。

○委員（２番 笠原 勝君） 議席番号２番、笠原です。

この土地ですけど、細長いのが約５反近くあるということですよ。そのうちの１,８９１平米、この人はもう年配の方ですか、もう耕作放棄地に近いような状態だったんでしょうか。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 農地自体はまだ耕作放棄地にはなっていない状況でしたけれども、（「写真を見れば」と言う者あり）いろんな、昔はみかんを植えてあったりとか、それが残っているような状況でしたけれども、まずきれいに管理がちょっとなかなかできないから、もしよければ何か有効活用できないかと相談があったんです。

○委員（２番 笠原 勝君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○委員（１１番 栄木 正孝君） ちょっとあれですけど、この赤いくいであるでしょ１区画、その間、隣と隣の間をせめて４０、５０センチ、人間が通る間空けてつけたほうが借主としては作りやすいと思うんですけど。

○議長（林田 剛君） 今、７ページですかね。７ページを（「８ページ」と言う者あり）８ページ、（「くいが打つととでしよう」と言う者あり）ああ、はい。

○委員（１１番 栄木 正孝君） 区画、くい、全然隣とのあれがないじゃないですか。そこに通路をつくったほうが作りやすいと思うんです。（「はい」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 今回、市民農園を開設するに当たって県内のいろんなところを見させていただいたんですけれども、大体平均してこのくらいの１区画の面積に、複数の区画を２つ、３つを借りられる方が結構多いということで、一応管理も大変なものですから、あまり通路を増やしてしまうと農地の活用の面積が少なくなったり、連坦して借りるときにちょっと逆に使いづらいということがあったようですので、このくらいで大体の目安、大体５区画ぐらいを１ゾーンぐらいで設定をしていると。

○議長（林田 剛君） ほかにありませんか。（「はい」と言う者あり）はい、どうぞ。

○委員（１５番 小笈 正治君） この雲仙市でこういう農園をつくるのは千々石は決定ですか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 今、愛野町でふれあい農園というのがあるんですけども、愛野町については先ほど言いました使用料の問題を——まあ基盤整備の隣接するところではしているものから——土地の所有者に反当たり２万円程度の小作料払いながら借りている農園があります。そこについては、長年の借受者が自分たちで協議会を立ち上げて、草払いとかをしている状況ですけども、今回については、一番最初にまだ募集をしてどの程度集まるかは分からない状況ですけども、まずは市が直接借り受けて、市が直営で運営をしていくような考えであります。

これがまた愛野のほうは順番待ちというのもあったものですから、ある程度要望はあるのかなというところで、もし千々石のほうは運営がうまくいった場合は横展開して、国見とか瑞穂のほうにもあればいいのになという声があったものですから、そういった適した農地がもしあれば、車が止められるとかあったり、近くにトイレがある公共施設の近くであったりとか、そういった条件が合えば横展開していけたらいいと思います。（「ということは、できないことないってことですね」と言う者あり）はい。（「ほか、よか」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○委員（１４番 小田 伸吾君） その愛野の経営農園も市のほうが関わっているんですか。そういうわけじゃないんですか。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 同じく市がこの特定貸付法ということで、もう合併前からちょっとしているんですけども、そこは協議会がずっと全部自分たちで管理をしているんです。（「よか」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○委員（１８番 東 康敬君） 例えば、今ふれあい農園で募集をかけたときに集まってくる人がいるという流れですよ、もうちょっと広くないかという打診をしながら、意外と瑞穂町は遊休農地でもうどんどん離農する人が多くある中で、農地が空いていくわけです。そういう農園を一つの契機にしながら、ちょっと広くでも土地の世話はしてやりますよとか、そういう情報提供をやって、つなげて農地を耕す人という形を広めていけばというところもあるわけですよ。もう意外と農地が空いていくと、もうずっと。（発言する者あり）

今は、特に５，０００でも１反でも借りれるわけだから、（発言する者あり）そうそう。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） ほかに。ほかにありませんか。はい、どうぞ。

○委員（５番 中川 實美君） 事務局にお尋ねですけど。国見にも農地があつとですよ。（「は

い」と言う者あり）そがん場合は市民農園なんかに貸すとはどがんですか。（発言する者あり）

（「議長」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） はい。

○事務局長（高木 謙次君） 雲仙市にも農地ということで道とか買収した後、残地とかでいろいろたくさんあると思うんですけども、そういったところについてうちのほうで管理しているわけではありませんので。

ただ、市のほうでそういった市民農園をというふうな考えというのは、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに、まあ農業委員会でするわけにちょっといかないかなと思いますけど。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 場所をちょっと確認させていただいて。（発言する者あり）ちょっと一つご説明の中で、この市民農園については、農業を初めてされる方とかチャレンジをするところであって、やっぱりアンケートを取ったときに指導をしていただける誰か農業者の方がいればいいというそういう意見もあるんですけども、あまり周りいっぱい道がかりがよくて、人からじろじろ見られたくないし、先輩農家さんからいろいろ見られたくないというそういった声もあって、これについては道は広いんですけども、あまり通りがなくて静かなところ、それで隠れてという言い方はおかしいんですけども自分たちでやっていけるということで、何か場所的にはよかったのかなと。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それではご質疑がないようですので、申請番号1番、議案第21号は申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

しかし、今会議で出た意見あたりは、もう一回部署に戻って審議のほどよろしくお願いします。

（「申し訳ありませんでした」と言う者あり）

それではお諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 4月 7日

議 長

署名委員

署名委員